平成２７年（フ）第１３９２号
福岡県春日市宝町３丁目９番地　宝ビル306号
債務者　江口　晋弘
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４４４号
福岡市南区老司１丁目18番29号、前住所福岡県筑紫郡那珂川町今光２丁目84番地　セジュール紅葉102号
債務者　樋口　勝憲
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　真禎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月25日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４４８号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木755番地６
債務者　北尾　繁富
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩みゆき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５０２号
長崎県大村市宮小路１丁目522番地３　ルミエール宮小路Ａ棟、前住所福岡県糟屋郡志免町志免東２丁目８番20号　カーサクレアールⅡＢ202号
債務者　瓦田美千代（旧姓小牧）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩みゆき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９８号
釧路市豊川町４番３号　パークアベニューＴＯＹＯＫＡＷＡ101号
債務者　岩淵　浩栄
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　簑島　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第５２号
北海道北見市大町114番地５　ロイヤルハイツ藤102号
債務者　菅原　英明
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
山形市桜田東２丁目11番16－408号　コーポ・ロイヤル桜田、前住所山形市飯田２丁目３番16号
債務者　三沢　佳代
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古城　博道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４１５号
福岡市早良区荒江２丁目７－35－401、住民票上の住所福岡県糸島市井原578番地１
債務者　田中　光彦
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４１６号
福岡県糸島市井原578番地１
債務者　田中　京子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４１７号
福岡県糸島市井原578番地１
債務者　田中イツエ
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４１８号
福岡県糸島市井原578番地１
債務者　田中　光輝
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４９４号
福岡市中央区舞鶴１丁目９番３－1114号
債務者　大島　朱美
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井手上治隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５０号
宮城県石巻市水押２丁目９番４－26号
債務者　遠藤　淳子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第２５１４号
大阪市城東区新喜多東１丁目８番30号　幸栄文化11号
債務者　西村　慶子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７１１号
大阪府枚方市大峰元町１丁目１番20－505号
債務者　福田　正人
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７５８号
大阪府大東市北新町20番３号　タイセイパレス203号
債務者　太田　　操
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部